

令和5年度（追加審査）

今年度は追加審査年ですので、
現在資格を有している方は申請の必要がありません

建設工事一般競争（指名競争）入札
参加資格審査申請書作成の手引

京 都 府 木 津 川 市

はじめに

木津川市の建設工事一般競争（指名競争）入札に参加するには、建設工事競争入札参加資格審査を受けなければなりません。

木津川市では、平成19年木津川市規則第108号で建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等について規定しています。建設工事競争入札参加資格審査を希望される方は、以下の事項に十分留意のうえ申請してください。

なお、今回は追加審査年ですので、現在資格を有している方は申請の必要がありません。

市内業者（木津川市内に主たる営業所（本店）を有する法人又は営業拠点を有する個人のうち、木津川市内で営業の実態があるものをいう。以下同じ。）の方については、次頁の「市内業者の皆さまへ重要なお知らせ」をご覧ください。

※説明

市内業者として認定されるためには、以下の全てを満たしている必要があります。

- ①法人にあつては、登記上の本店が市内にあること。
- ②建設業法上の主たる営業所が市内にあること。
- ③木津川市税完納証明書が交付されること。

なお、申請書の有効期間は1年です。今回申請された方の次回申請は令和6年2月となります。

申請の手続き

1 申請のできる者

建設工事競争入札参加資格審査を申請できる者は、次のア～クのいずれにも該当しない者で、かつ、建設工事競争入札参加資格審査の申請を行うときまでに、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に定める経営に関する事項の審査（※）を受けた者でなければなりません。

※ 経営規模等評価結果通知書／総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書等」という。）の審査基準日及び審査結果通知日が令和3年7月1日から令和5年1月31日までのもので、かつ、令和5年1月31日時点で最新の経営事項審査（以下「経審」という。）である必要があります。

※ 許可行政庁に総合評定値（P）を請求していることを、建設工事競争入札参加資格審査の条件とします。

- ア 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- エ 資格審査申請書を提出するときに、国税及び地方税等を滞納している者
- オ 資格審査申請書を提出するときまでに、市が発注した建設工事等に関する債務を履行していない者
- カ 経営事項審査結果通知書等の審査基準日及び審査結果通知日が令和3年7月1日から令和5年1月31日までのもので、かつ、令和5年1月31日時点で最新のもの（再審査を含む。）の審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高のない者
- キ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者
- ク 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

※ 市内業者の皆さまへ重要なお知らせ

1. 現在、建設工事の入札参加資格を有している市内業者の方へ

指名願い受付期間中に経審等の資格確認書類の提出が必要となります。資格確認書類等の詳細については、令和5年10月14日付で通知しております「令和5年度木津川市競争入札参加資格確認書類の提出について（通知）」をご確認ください。

2. 令和5年度から新規で建設工事入札参加資格の希望（指名願いの提出）を考えておられる市内業者の方へ

指名願いの詳細につきましては、本手引のとおりです。ただし、市内業者であっても木津川市内に主たる営業拠点を開設し、資格審査基準日（2月1日）より起算し、1年未満である市内業者については総合点の付与はできませんのでご注意ください。

2 申請書の提出方法、時期及び提出先

提出書類チェックリスト(申請者用)で、書類に不備がないか確認のうえ、提出してください。

1	申請期間	<p style="color: red; text-decoration: underline;">令和5年2月1日(水)から同年2月28日(火)午後5時(必着)まで。</p> <p>(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。)</p>
2	申請方法	<p style="color: red; text-decoration: underline;">郵送により提出してください。(持参による受付はいたしません。)</p> <p>ただし、市内業者は、持参による提出(平日8:30~12:00、13:00~17:15、最終日は午後5時まで。)も可としますが、この場合も受理・不受理票は即日交付しませんので、<u>なるべく郵送により提出してください。</u></p> <p>【注意事項】</p> <p style="color: red;">① 令和5年2月28日(火)午後5時までに指導検査課へ必着のこと。</p> <p>② 申請書は、JIS-A4サイズの申請書が折らずに入る大きさの封筒に入れ、封筒の表左下に「資格審査申請書(建設工事)」と朱書きして、<u>配達記録が残る方法(例:簡易書留)</u>で郵送してください。</p> <p>(市内業者が持参提出する場合も封筒に入れてください。)</p> <p>③ 申請書類の記載内容に不備や誤記等がなく、かつ、期日までに届いた申請書については受理票を交付します。</p> <p>記載内容に不備や誤記等がある場合や受付期間を過ぎている場合は、不受理票を郵送します。</p> <p>つきましては、受理票又は不受理票を送付する定形封筒(返信先の住所・氏名を記入し84円切手を貼付したもの)を同封してください。</p>
3	郵送先及び提出先	<p>郵送先: 〒619-0286 (個別郵便番号につき住所の記載は不要)</p> <p style="text-align: center;">木津川市役所 建設部指導検査課 宛</p> <p>持参提出の場合(市内業者のみ): 木津川市役所3階 建設部指導検査課</p>
4	提出部数等	<p>書類のサイズはA4版として1部提出してください。</p> <p><u>提出書類は1~14までをその順序で一括し、左綴じ(2か所ホッチキス止め)としてください。</u>提出書類が厚い場合は紐綴じしてください。</p> <p>※ 15 受付票・16 返信用封筒は、<u>綴じ込まないで提出</u>してください。</p>

※ 行政書士が申請書を作成した場合は、申請書第1号様式（1-1）の欄外に連絡先を記載してください。

※ 複数の申請書を1通にまとめて郵送することも可としますが、申請書ごとに封筒に入れてください。また、受付票及び返信用封筒も申請件数分を同封してください。

ただし、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品及び役務の供給の各申請は1者1申請です。

※ 不受理票には、不受理となった事由を簡潔に表示してありますので、申請者は所要の補正を受付期間内に行ってください。

この補正手続を行わないと建設工事競争入札参加資格の認定はできなくなります。

※ 申請書類郵送後10日を過ぎても受理又は不受理の連絡がない場合は、指導検査課（電話0774-75-1224）まで、お問合せください。（平日8:30～12:00、13:00～17:15）

3 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 建設工事競争入札参加資格審査申請書（提出書類1）及び添付書類（提出書類2から14）
- ② 競争入札参加資格審査申請受付票（提出書類15）
- ③ 受理・不受理票返信用封筒（提出書類16）

※ 申請書類に不足、不備がある場合は受付できません。

提出書類		様式等	説明
1 から 14 まで を そ の 順 序 で 一 括 綴 じ	1 建設工事競争入札参加資格審査申請書	木津川市様式 (第1号様式1-1 1-2)	第1号様式の申請書に基づき全ての項目を記入し、 <u>代表者印を押印</u> してください。
	2 営業所一覧表	木津川市様式 (第2号様式)	本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入すること。
	3 建設業許可通知書	写し	建設業許可通知書の写し。（許可証明書でも可。ただし、 <u>発行後3か月以内</u> のものに限る。） 許可の有効期間が経過していて、現在更新申請中の場合はその許可申請書の写しを添付のこと。
	4 登記事項証明書	法人のみ 写し可	<u>発行後3か月以内</u> のもの <u>履歴事項又は現在事項全部証明書</u> を提出してください。
	5 木津川市税完納証明書	該当者のみ 写し可	<u>発行後3か月以内</u> のもの 市税完納証明書を提出してください。
	6 京都府税納税証明書	該当者のみ 写し可	<u>発行後3か月以内</u> のもの 納税証明書（「 <u>府税について滞納がないこと。</u> 」の証明）を提出してください。

1 から 14 まで を そ の 順 序 で 一 括 綴 じ	7 消費税及び地方消費税の納税証明書（申告している税務署）	写し可	<p><u>発行後3か月以内</u>のもの</p> <p>法人及び個人とも次のいずれかの様式の証明書を提出してください。（下記以外の様式（「その1」や「その3」等）は不可）</p> <p>なお、免税業者の方も次の様式の納税証明書は発行されますので提出してください。</p> <p>法人：様式「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明）</p> <p>個人：様式「その3の2」（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により納税が猶予されており、上記様式が提出できない方は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。（猶予期間の終了日が申請日以降のもの）</p>
	8 経営事項審査結果通知書等	写し可	<p>経営事項審査結果通知書等（総合評点値（P）及び完成工事高のあるもの）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日が、令和3年7月1日から令和5年1月31日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、令和5年1月31日時点で最新のものを提出してください。</p>

1 か ら 14 ま で を そ の 順 序 で 一 括 綴 じ	9 技術職員名簿	<p>技術職員名簿の写し</p> <p>木津川市様式 (第3号様式3-1 3-2)</p> <p>原本 (市外業者は不要)</p>	<p>市内業者：上記の添付書類8に対応する経営事項審査申請書(副本)に添付している技術職員名簿の写し及び申請時点における技術職員名簿を第3号様式(3-1)により提出してください。</p> <p>なお、第3号様式(3-1)で、技術職員名簿の写しに記載のない技術者(実務経験による場合(建設業法第7条第2号イ、ロ該当))を記載する場合は、実務経験証明書を第3号様式(3-2)により提出してください。</p> <p>また、<u>技術職員の資格者証及び健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等(所属会社が判断できるもの)の写しを添付してください。</u></p> <p>※健康保険被保険者証の写しを添付する際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。</p> <p>市外業者：上記の添付書類8に対応する経営事項審査申請書(副本)に添付している技術職員名簿の写しを提出してください。</p>
	10 1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証の写し	<p>該当者のみ (市外業者は不要)</p>	<p>【市内業者のみ提出】</p> <p>舗装工事の資格審査を申請する者で、1級又は2級舗装施工管理技術者がいる場合は、(一社)日本道路建設業協会発行の資格者証(表面)の写しを提出してください。</p>
	11 監理技術者名簿 監理技術者資格者証等の写し	<p>該当者のみ (第4号様式) (市外業者は不要)</p>	<p>【市内業者のみ提出】</p> <p><u>土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の資格審査を申請する者で、かつ、特定建設業の許可を有する者は、監理技術者名簿及び監理技術者資格者証の写し(表・裏共)を提出してください。</u></p> <p>※監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴の記載がない場合は、監理技術者講習修了証の写しを提出してください。</p>

1 から 14 まで を そ の 順 序 で 一 括 綴 じ	12 I S O 認証取得証	該当者のみ (市外業者は不要)	【市内業者のみ提出】 品質保証 (ISO9001) 及び環境管理 (ISO14001) の認証を取得されている方は取得証の写しを提出してください。
	13 障害者雇用状況報告書	該当者のみ (第 5 号様式) (市外業者は不要)	【市内業者のみ提出】 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に係る報告義務がある場合 (従業員43.5人以上の事業者) は公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。また、法定外で障害者を雇用されている場合は、障害者雇用の証明書 (第 5 号様式) を提出してください。 ただし、9 技術職員名簿に記載のない方は、 <u>健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等 (所属会社が判断できるもの) の写しを添付してください。</u> ※健康保険被保険者証の写しを添付する際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。
	14 年間委任状	該当者のみ (第 6 号様式)	入札、契約の締結等の権限を、資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は提出してください。
別 葉 で 提 出	15 競争入札参加資格審査申請受付票	木津川市様式	商号又は名称及び代表者氏名は、申請者で記入してください。(受任者名は不可)
	16 受理・不受理票返信用封筒	定形封筒	返信先の住所・氏名・郵便番号を記入し、84円切手を貼付してください。 (市内業者が持参提出される場合も必要です。)

※ 上記添付書類のうち、「2 営業所一覧表」については、必要事項が記載されているものであれば、他の発注機関へ提出されている書式を用いても差し支えありません。

※ コピーで提出の証明書などは、文字及び印影が明瞭なものであること。

添付書類を提出できないときは、事実が確認できないため、受付できません。

《申請書及び添付書類の編さん方法》

提出書類は1～14までをその順序で一括し、左綴じ (2か所ホッチキス止め) としてください。

提出書類が厚い場合は紐綴じしてください。

なお、必要書類以外は綴じ込まないでください。

(2) 申請書の記載事項を証明する資料の提出について

申請書等の記載事項について、審査に必要なときは、記載事項を証明できる資料等の提出を求めることがあります。この場合、その資料が提出できないときは、事実が確認できないものとして処理します。

(3) 年間委任状について

支店長、営業所長等に対して、入札、契約等の権限委任を希望する場合は、年間委任状を提出してください。なお、委任期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

(4) 提出書類チェックリスト（申請者用）について

申請する前に、提出書類がそろっているかどうかをチェックリストにより再度確認し、必ず「無」に○がないことを確認してください。

4 その他

その他、不明な点等があれば、以下までお問合せください。

木津川市役所 建設部 指導検査課

電話：0774-75-1224（直通）

（平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

F A X：0774-72-8382

e-mail: shido@city.kizugawa.lg.jp

※ 申請書の書き方

1-1. 建設工事競争入札参加資格審査申請書（1-1）

木津川市様式（第1号様式）を使用してください。

（1）代表者氏名

代表取締役が2名以上ある法人の場合、建設業の許可上の代表者氏名を記入してください。

（2）代表者の押印について

● 法人の場合

* 「社名入り代表者印」又は「社印（角印）＋社名のない代表者印（丸印）」を押印してください。

* 使用する印鑑は、実印以外（契約印）でも可（以降の提出書類についても同じ。）

● 個人の場合

* 「代表者印」（実印以外でも可）を押印してください。ただし、シャチハタやいわゆる“三文判”は不可とします（印鑑証明書の提出は不要です。）。

（3）主たる営業所の所在地

建設業許可上の主たる営業所の所在地を記入してください。

（4）電話/Fax 番号（支店・営業所の電話番号も同様。）

市外局番、局番、番号をハイフンで区切って左詰めで記入してください。

（5）法人・個人の区分

法人又は個人のいずれかを○で囲んでください。

（6）商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地等が、提出書類の経営事項審査結果通知書等の内容と異なる場合には、その理由を簡潔に申請書の最下部の欄外に記載してください。

（7）建設業の許可番号

大臣知事コードについては国土交通大臣許可であれば「00（ゼロゼロ）」を、京都府知事許可であれば「26」を記入してください。

国土交通大臣許可であれば大臣のところを○で囲み、京都府知事許可であれば（ ）内に「京都府」と記入してください。

許可区分については、一般建設業のみの場合は「般」を、特定建設業のみの場合は「特」を、一般及び特定建設業のいずれもある場合は「般特」を○で囲んでください。

許可年度については、建設工事競争入札参加資格審査申請時点で有効な許可が複数ある場合は、最も古い年度の数字を和暦で記入してください（例えば、平成30年度であれば「30」を記入します。）。

許可年度及び番号の数字については、右詰めで記入し、左余白には「0（ゼロ）」を記

入してください。

- (8) 受任者の設置等、契約の締結等の権限を建設工事競争入札参加資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は、代理人氏名等の欄に記入してください。（併せて年間委任状を提出してください。）

ただし、委任する支店等が入札参加を希望する業種の建設業許可を有していることが必要です。

- (9) 企業分類、総職員数及び資本金

個人の場合は、令和5年2月1日現在の総職員数（建設業に従事する職員と兼業事業に従事する使用人の合計）を記入してください。（企業分類・資本金の記載は不要。）

法人の場合は、令和5年2月1日現在の総職員数及び資本金を記入し、「資本金が3億円超」かつ「総職員数が300人超」の場合は企業分類「大」を、それ以外の場合は企業分類「中小」を○で囲んでください。

- (10) 経営事項審査基準日及び経営事項審査結果通知日

経営事項審査結果通知書等に記載されている審査基準日と審査結果通知日を記載してください。なお、審査基準日及び審査結果通知日が令和3年7月1日から令和5年1月31日のもので、かつ、その審査結果通知日が、令和5年1月31日時点で最新の日付を記入してください。

1-2. 建設工事競争入札参加資格審査申請書（1-2）

- (1) 許可を受けている建設業の種類

許可を受けている全ての建設業の種類について、一般建設業、特定建設業に区分して、それぞれ該当するところに○印を記入してください。

- (2) 経営事項審査を受けている建設業の種類

提出書類の経営事項審査結果通知書等に基づき、経営事項審査を受けているものに○印を記入してください。

- (3) 入札を希望する建設工事の種類

建設業の種類ごとに、次の1から3の要件を全て満たしているもので、入札参加を希望するものに○印を記入してください。なお、要件を全て満たしていない場合は、入札参加を希望することはできません。

※「とび・土工・コンクリート工事」を希望する場合については、法面処理工事、交通安全施設工事、その他のとび・土工・コンクリート工事の内訳までは求めませんが、以下の要件に当てはまるもののみを希望してください。

要件

- 1 建設業の許可を受けていること
- 2 審査基準日及び審査結果通知日が、令和3年7月1日から令和5年1月31日の間にある経営事項審査を受けていること
- 3 要件2の経営事項審査のうち、令和5年1月31日時点で最新のものの審査対象に選択した直前2年又は3年の営業年度に完成工事高があること

例えば、建設工事の種類のうちで、経営事項審査を受けていないもの及び完成工事高（2年又は3年平均）がないものは、入札参加を希望することはできませんので、○印を記入できません（記入しても無効となります。）。

また、資格有効期間内に新たな経営事項審査を受け、資格を持っている業種の完成工事高が0になった場合は、当該業種の資格は喪失しますので、ご注意ください。

なお、年間委任先がある場合は、委任先の支店等が許可を受けた業種以外は入札参加を希望することはできません。

(4) 許可年月日

入札参加を希望するものについてのみ、許可年月日を記入してください。年については、和暦で記入してください。

(5) 許可更新手続

建設工事競争入札参加資格審査申請時点で許可更新中の場合は、従前の許可年月日を記入し「許可更新手続」の欄に○を記入してください。

(6) 2年又は3年平均完成工事高

経営事項審査結果通知書等に記載された「2年又は3年平均完成工事高」を希望業種の欄に記入してください。

2. 営業所一覧表

(1) 名称

本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所等を記入してください。

(2) 許可を受けている建設業

建設工事競争入札参加資格審査申請書（1-2）の「建設業の種類（建設工事の種類）」の（ ）内に記載された略号を記入してください。

(3) 主たる営業所

主たる営業所として建設業の許可を受けているもの（原則として本店）を記入してください。

(4) その他の営業所

- 記入しきれない場合は、別紙に記入して添付してください。ただし、必要事項が記載されていれば、他の様式（例：建設業許可申請書の別表など）でも可とします。
- 年間委任先として届け出る支店等がある場合は、アンダーラインを入れる等分かりやすく記入してください。

3. 建設業許可通知書

建設業許可通知書の写しを提出してください。

ただし、許可の有効期限が経過していて、現在「更新申請中」の場合はその許可申請書の写しを添付してください。

なお、発行後3か月以内のものであれば、建設業許可証明書でも可とします。

4. 登記事項証明書（法人の場合のみ）

発行後3か月以内の履歴事項又は現在事項全部証明書の原本、又は原本の写しを提出してください。

5. 木津川市税完納証明書

- (1) 市内業者の方は、木津川市役所税務課収納係、加茂支所（市民課加茂市民福祉係）、又は山城支所（市民課山城市民福祉係）で市税完納証明書の交付を受けて提出（写し可）してください。

ただし、法人の場合は木津川市役所税務課収納係以外では交付を受けることができませんのでご注意ください。

交付を受ける際には、本人確認ができるもの（運転免許証等）及び交付手数料（1通300円）を持参してください。

- (2) 市税完納証明書は、発行後3か月以内の原本、又は原本の写しを提出してください。
- (3) 市税完納証明書の請求者が納税義務者（法人の場合は代表者）でない場合は、納税義務者の委任状を必ず窓口に持参して証明を受けてください。

6. 京都府税納税証明書

- (1) 京都府内に主たる営業所を有する業者の方、又は京都府内に営業所等を置き、入札・契約等に関わる権限を委任される業者の方（いずれも市内業者を除く。）は、納税証明書（「府税について滞納がないこと。」の証明）を京都府庁総務部税務課、府税事務所、府税出張所、又は京都府広域振興局税務課で交付を受けてください。

- (2) 発行後3か月以内の原本、又は原本の写しを提出してください。（文字及び印影の鮮明なもの。）

7. 消費税及び地方消費税の納税証明書

- (1) 消費税及び地方消費税の納税証明書の交付は、申告している税務署で受けてください。
- (2) 様式「その3の2」（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の証明）、又は様式「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税の証明）は、税務署で入手してください。納税証明書は、オンライン請求することも可能です。詳細は、国税庁の以下のURL又はQRコードからご覧ください。



https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

これ以外の様式（「その1」や「その3」等）は認められませんのでご注意ください。

- (3) 発行後3か月以内の原本、又は原本の写しを提出してください。（文字及び印影の鮮明なものを提出してください。）

また、電子証明書の場合はプリントアウトしたものを提出してください。

- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が猶予されており、上記の納税証明書が提出できない方は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。（猶予期間の終了日が申請日以降のもの。）

8. 経営事項審査結果通知書等の写し

経営事項審査結果通知書等（総合評点値（P）のあるもの）の審査基準日（許可番号の下に記載されている日付）及び審査結果通知日が、令和3年7月1日から令和5年1月31日までのもので、かつ、その審査結果通知日が、令和5年1月31日時点で最新のものを提出してください。

9. 技術職員名簿の写し

- (1) 市内業者の方は、上記の添付書類8に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写し及び申請時点における技術職員名簿を第3号様式（3-1）により、別紙の記載要領に基づいて提出してください。なお、記載する有資格区分コードは経営事項審査申請書（副本）に添付する技術職員名簿に記載の有資格区分コード表と一致させてください。木津川市に提出していただく技術職員名簿（第3号様式（3-1）は、2業種に限ら

ず」に技術者資格を全て記載してください。実務経験による場合（建設業法第7条第2号イ、ロ該当）は実務経験担当コードも全て記載してください。

また、技術職員の資格者証及び所属会社が判断できるもの（健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等）の写しを添付してください。（※健康保険被保険者証の写しを添付する際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。）

なお、第3号様式（3-1）で、上記の添付書類8に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しに記載のない技術者（実務経験による場合（建設業法第7条第2号イ、ロ該当））を記載する場合は、実務経験証明書（第3号様式（3-2））及び健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等（所属会社が判断できるもの）の写しを添付してください。（※健康保険被保険者証の写しを添付する際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。）

- (2) 市外業者の方は、上記の添付書類8に対応する経営事項審査申請書（副本）に添付している技術職員名簿の写しを提出してください。なお、必要な事項が記載されていれば、他の発注機関へ提出する様式も可とします。

10. 1級又は2級舗装施工管理技術者資格者証の写し（市内業者のみ）

市内業者の方のうち、舗装工事を申請される方で、1級又は2級舗装施工管理技術者がいる場合は、（一社）日本道路建設業協会発行の資格者証(表面)の写しを提出してください。

11. 監理技術者名簿（市内業者のみ）

- (1) 市内業者の方のうち、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の7業種を申請される方で、特定建設業の許可を有する方は、監理技術者名簿を第4号様式により、提出してください。
- (2) 監理技術者名簿は、資格を有する者全員について記入してください。なお、指定建設業の種類については、その者が有する資格に該当する部分を明示（○印、網掛け等）してください。
- (3) 資格の確認できる書類として、監理技術者資格者証の写し（表・裏共）を併せて添付してください。

ただし、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴の記載がない場合は、監理技術者講習修了証の写しも添付してください。

12. ISO認証取得証（市内業者のみ）

市内業者の方で、品質保証（ISO9001）及び環境管理（ISO14001）の認証を取得されている方は取得証の写しを提出してください。

13. 障害者雇用状況報告書（市内業者のみ）

市内業者の方で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に係る報告義務がある場合（従業員43.5人以上の事業者）は主たる営業所等を管轄する公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書の写しを提出してください。

また、法定外で障害者を雇用されている場合は、障害者雇用の証明書に雇用している障害者全員の身体障害者手帳の写しを添付して提出してください。

ただし、9. 技術職員名簿に記載のない方は、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等（所属会社が判断できるもの）の写しを添付してください。（※健康保険被保険者証の写しを添付する際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施してください。）

14. 年間委任状

入札、契約の締結等の権限を、資格審査申請者から支店長等に委任したい場合は、年間委任状を提出してください。

委任期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

なお、委任先の支店等が許可を受けた業種以外は委任できません。

15. 競争入札参加資格審査申請受付票

資格審査申請書類の記載内容に不備や誤記等がなく、かつ、期日までに届いた申請書については申請受付受理票を交付しますので、資格審査申請者の「1 商号又は名称」及び「2 代表者氏名」を記入し提出してください。

なお、年間委任状を提出された場合でも、「1 商号又は名称」及び「2 代表者氏名」は受任者名では記入しないでください。

また、申請書には綴じ込まないでください。

16. 受理・不受理票返信用封筒

受理票、又は不受理票を返送しますので、定形封筒に住所・氏名・郵便番号を明記し、84円切手を貼付し提出してください。

なお、切手が貼付されていない場合は、受取人払い郵便で送付します。

※ 申請後の注意事項

1. 参加資格の有効期間

建設工事競争入札参加資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

2. 審査結果の通知

競争入札参加資格審査申請受付受理票を交付したもののうち、審査のうえ、資格を与えたものは名簿に登載し、木津川市ホームページに掲載します。（別途通知は行いません。）

3. 次回の申請時期

次回の令和6・7年度建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請の定期受付は、令和6年2月を予定しています。

詳細については、令和5年12月に木津川市ホームページに掲載予定です。

4. 申請書記載事項の変更

建設工事競争入札参加資格を持つ者で、次の事項に変更があった場合は、速やかに指導検査課へ「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

※ 令和5年度中は入札を希望する建設工事の種類を追加はできませんので、次回定期審査（令和6年2月）の申請時に登録を希望してください。（年度途中での追加登録はできません。）

ただし、削除については変更届を提出してください。

変更事項	添付書類	
	個人	法人
商号又は名称 主たる営業所の所在地		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
法人の資本金額、出資総額		履歴事項全部証明書（写し）
代表者		履歴事項全部証明書（写し） 年間委任状 （年間委任状提出者のみ）
建設業許可番号 許可年月日、許可業種	許可通知書（写し） 又は許可証明書	許可通知書（写し） 又は許可証明書

支店・営業所等の所在地、名称、受任者の職氏名（年間委任状提出者のみ）		年間委任状
電話番号又はFAX番号		
技術者登録追加又は削除 （市内業者のみ。追加の場合は、3か月以上の継続的雇用が必要）	追加：資格者証等の写し及び市町村民税特別徴収税額通知書の写し等雇用関係を証する書類 削除：不要	追加：資格者証等の写し及び健康保険被保険者証等の写し 削除：不要

5. 建設工事競争入札参加資格の承継

建設工事競争入札参加資格を持つ者が、次のような場合等に該当し、その資格の承継を希望する場合は、速やかに「競争入札参加資格承継申請書」を提出してください。

申請がない場合は、資格を失います。

添付書類等の詳細は、指導検査課へお問合せください。

事 例	承継できる者
建設業者が死亡したとき	相続人
個人が法人を設立したとき	設立された法人
建設業者が老齢又は疾病のために建設業に従事できなくなったとき	生計を一にする同居の親族
企業組合又は協同組合が解散し、直ちに法人を設立したとき	設立された法人
有資格業者である2人以上の個人が法人を設立したとき	設立された法人
法人が合併したとき	合併後存続する法人又は合併によって成立した法人
個人又は法人が中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく企業組合又は事業協同組合を設立したとき	設立された組合
中小企業等協同組合法に基づく企業組合又は協同組合が解散し、直ちに法人を設立したとき	設立された法人
個人又は法人が営業の全部を譲渡したとき	営業の全部を譲り受けた個人又は法人
法人が営業の全部を分割したとき	その営業の全部を承継した法人